

平成 21 年 11 月 25 日

平成 21 年度租税条約の新規締結及び改定に関する企業ニーズについて

日本機械輸出組合
国際税務研究会
座長 加藤 彰

源泉地国課税の減免等による国際的二重課税を排除する租税条約は、グローバル化が著しい我が国機械産業が国際的事業活動を円滑に展開し競争力を維持するためには不可欠な制度インフラの一つとなっており、未だ多い未締結国との間で新規に締結して租税条約を拡大する必要性とともに、OECDモデル租税条約はもとより改正された日米租税条約や日英租税条約等に準じた高水準の租税条約に改定して世界各国との間に租税条約のネットワークを拡充する必要性が益々高まっている。

日本機械輸出組合では、本年 11 月、組合員企業を対象にして、我が国租税条約を早期に改定並びに新規締結すべき国及び内容のニーズについてアンケート調査を行い、結果をとりまとめた。

については、本調査の結果を別紙の通り報告するとともに、下記の機械産業のニーズを今後の我が国租税条約の締結・改定交渉に反映して頂きたいようお願い申し上げます。

記

1. 早期に租税条約の新規締結を要望する国・内容

台湾 (9 社)、香港 (4 社)、チリ (3 社)、ペルー (3 社)、ベネズエラ (3 社)、アルジェリア (2 社)、イラン (2 社)、ナイジェリア (1 社)、アルゼンチン (1 社)、カンボジア (1 社)、ラオス (1 社)、パプアニューギニア (1 社)、ネパール (1 社)、アイスランド (1 社)、スロベニア (1 社)、イラク (1 社)、リビア (1 社)、ガボン (1 社)、アンゴラ (1 社)、サウジアラビア (1 社 早期の条約発効)
() 内は要望社数

- ① 我が国と台湾と香港との経済交流は大きく緊密である。台湾と香港との租税条約締結の外交上の困難は認識するが、台湾及び香港との間で二重課税を排除するため、投資所得の源泉税限度税率の減免税措置、OECD モデル租税条約に準じた P E 認定条件の明確化と期間の設定、相互協議の実施を確保する租税条約と同等の効果がある措置の早急な確立が望まれる。
- ② チリ、ペルー、ベネズエラ、アルゼンチン、アイスランド、スロベニア、アルジェリア、イラン、イラク、リビア、ガボン、パプアニューギニアについて、大型のインフラ開発プロジェクトや資源開発プロジェクト等を計画あるいは遂行しているケースがあり、OECDモデルの内容で租税条約を早期に締結して、配当、使用料の源泉地国課税を減免する。中長期案件については租税条約がない場合、使用料の算定等投下資金の回収について、計画立案に支障をきたすこととなる。また、外国子会社益金不算入制度の導入により、我が国の外国税額控除が使えなくなることから、配当の源泉地国課税の減免を確保することが望まれる。

2. 早期に租税条約の改定を要望する国・内容

(1) OECD加盟国

オランダ (9 社)、ドイツ (7 社)、韓国 (3 社)、カナダ (1 社)、オーストラリア (1 社)、ベルギー (1 社)、チェコ (1 社)、トルコ (1 社)

- ① 外国子会社益金不算入制度の導入により、我が国の外国税額控除が使えなくなることから、オランダ、ドイツ、韓国、カナダ、チェコ、トルコとの間の租税条約を改定して、他の先進国等に比べ高率である配当の源泉地国課税の免税を確保することが望まれる。特に日系企業の欧州拠点等が多く、経済交流の規模も大きいオランダ、ドイツに対する要望が強い。
- ② 現行の規定では、予見不可能で実際の経済活動にそぐわない運用となる可能性があることから使用料の免税、または使用料の規定から「機器・設備の使用」の削除を含む対象範囲の明確化が強く望まれる。
- ③ ベルギーについては、移転価格に係る対応的調整条項を盛り込んで頂きたい。

(2) OECD非加盟国

インド (9 社)、タイ (8 社)、中国 (7 社)、インドネシア (4 社)、ブラジル (3 社)、マレーシア (2 社)、パキスタン (2 社)、シンガポール (1 社)、フィリピン (1 社)、ベトナム (1 社)、スリランカ (1 社)、ロシア (1 社)

- ① 現行の規定では、使用料の定義が不明瞭で実務上把握困難となっており、免税、あるいは使用料規定から「機器・設備の使用」の削除等対象範囲の明確化が強く求められる。
- ② 日系企業の生産拠点を含む現地法人の多いタイ、インド、中国等アジア地域、ロシア、ブラジルについて、一層の経済交流を図るため、配当・使用料等の投資所得の免税を所望する。
- ③ インドについては、「技術上の役務」に対して、使用料と同等に債務者主義として日本国内で課税対象となっており、大きな問題となっている。「技術上の役務」の削除、または国内法による措置等早急な対策が求められる。また、現行条約の代理人 P E の定義が曖昧で、みなし課税の対象回避のため、無用なコスト発生要因として製品競争力がそがれている。自由職業所得の源泉徴収の解釈についても租税条約上の対象の明文化が望まれる。
- ④ タイについては、建設工事もしくは建設、据付、組立工事、監督活動地域全般に関して P E の認定期間が 3 ヶ月であり、タイ当局への登録にも非常に時間がかかるため、実務上少なくとも 183 日以上とするよう要望する。
- ⑤ 中国については、短期役務提供であっても税務登記しなければ送金できない等の問題が発生しており、技術指導者の P E 対象からの除外及び利子・使用料に対して源泉所得税に加え、別途営業税が課される二重課税の撤廃を要望する。

以上